

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>さて、本日の「第29回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し17名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第29回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>昔からお盆が来れば涼しくなると言いますが、今年はまだまだ暑さが続いております。また皆様ご承知のとおり、昨日は平成最後の「戦没者追悼慰霊祭」が開催されましたが、時代の流れを感じることとなりました。特に私も高齢となり、戦時中の厳しかった食糧事情を考えれば、平成の時代は豊かな時代であったと認識しております。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条・2件、第5条・5件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議に入ります前に、今回常設審議委員の交替がっておりますので、ご紹介します。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>①嬉野市農業委員会西田会長→川内会長 ご紹介いたします。嬉野市農業委員会川内会長です。</p>
川内委員	<p>農業委員会法改正法施行に伴い、県内の農業委員会の新体制移行の最後になりました嬉野市におきまして、7月20日の改選により嬉野市の会長に就任しました川内です。よろしく願いいたします。</p>
専務理事	<p>また、先月に交替がっており、所用で常設委員会を欠席となっておりました佐賀信連の堤委員が、本日お見えですので紹介いたします。</p>
堤武彦委員	<p>堤でございます。よろしく願いいたします。</p>
古賀専務	<p>資料には穴を開けておりますので、常設審議委員会必携の方に</p>

閉じてくださいますようお願いいたします。

続きまして、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局 (前回の審議案件の結果について報告。)

専務理事 それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いします。

議長 それでは、只今から議事に入ります。
議事録署名者として、吉野ヶ里町・池田委員と嬉野市・川内委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 それでは、農地法第4条及び5条の規定による意見聴取に入ります。
一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から、説明をお願いします。
まず、〇〇農業委員会分を農業会議からお願いします。

農業会議事務局 〇〇農業委員会の提出案件ですが、農業会議に要請がありましたので、事務局が説明いたします。
整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。
また、この案件は人手不足の事情から昭和50年頃に植林された追認案件となっております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
また、この案件は人手不足の事情から既に植林された追認案件となっております。

議	長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会		<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-1、〇〇〇〇申請のコミュニティセンター駐車場整備用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設であるコミュニティセンターの拡張であって、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議	長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会		<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-2、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議	長	次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会		<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議	長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会		〇〇農業委員会です。

		整理番号5-5、〇〇〇〇申請の防災広場用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、市街地に設置することが困難又は不適當な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。	
議	長	農地法第4条関係2件、第5条関係5件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。	
議	長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。	
〇	〇	委員	資料の土地の利用及び施設の概要を見れば、栗及び柿の植樹とありますが、農地として利用でも良くはないですか。
〇	〇	委員	今回申請の面積の一部であり、最近の県の見解及び指導では、肥培管理を行わず、自然のまま管理するのであれば、山林としての転用に当たるとのことでした。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。	
		常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。	
		委員一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。	
議	長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。	
		常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。	

委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請のコミュニティセンター駐車場整備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	敷地内の素掘水路等で排水する計画ですが、排水先が水路を流れてため池への事ですが、泥土等の流失及び堆積で下流区域に影響ないのですか。
〇〇農業委員会	雨水等については、敷地内の自然地下浸透を基本としていますが、大雨が降ったときはどうするかと申請者に確認したところ下流のため池に流すとのことでした。またそのときは排水経路の土地所有者とため池の権利者の承諾を取っておられるとの回答でした。
〇〇委員	基本的には、敷地内に調整池を造り排水する方が良くはないですか。
〇〇農業委員会	私どももその要請はしました。
〇〇委員	はい、分かりました。

- ○ 委 員 | 申請地は傾斜地であり、法面の崩壊が起こった場合下流区域に相当量の土砂が流失することも考えられますが、対策はどうされていますか。
- 農業委員会 | もし土砂の流失があった場合、下流区域の住民と即時協議して対応に当たると聞いています。また下流区域の住民と協定を結ぶよう委員会としまして指導もいたしました。なお、下流区域の農地の所有者とため池の権利者がほぼ重複していることも確認しています。
- 議 長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし)
- 議 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 | (全員挙手)
- 議 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 | 次に、農地法第5条関係、○○農業委員会経由、○○○○申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- ○ 委 員 | 汚水は合併浄化槽で処理後落蓋式側溝及び道路側溝を経緯し西側水路へ放流との計画ですが、大丈夫ですか。
- ○ 委 員 | ここの地区は東側水路には生活雑排水は流してはいけないという決まりがあり、この計画でクリアーするという説明もありました。
- ○ 委 員 | ここは公共下水道地区ではないのですか。
- ○ 委 員 | この地区は公共下水道区域でなく、旧○○町は合併浄化槽で処理しています。次の案件も同様です。
- ○ 委 員 | 分かりました。

- 〇〇委員 下流区域の同意書はありますか。
- 〇〇委員 はい、下流区域の水利組合の同意はもらっております。
- 議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の防災広場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 建物施設等は造られないのですか。
- 〇〇農業委員会 部分的にアスファルト舗装とフェンス等はしますが、基本的には造成するのみの計画です。
- 〇〇委員 建設費はそういうアスファルトとかですね。

〇〇農業委員会	はい、そうです。
〇 〇 委 員	「災害廃棄物第一仮置き場」がメインの目的ですが、日常はどのように利用しますか。駐車場及び子供の遊び場としての利用も考えられますが。
〇〇農業委員会	市が使用しないときは、地元のレクリエーションたとえばグラウンドゴルフ等への使用にと計画されております。 また市と管理計画を締結し、草刈り管理などを地元で行ってもらう計画となっております。
〇 〇 委 員	この計画に際し国からの交付金等がありますか。
〇〇農業委員会	この場所が都市計画区域外であり交付金等はありません。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	この計画は、災害に際し〇〇市全域を網羅する計画ですか。
〇〇農業委員会	〇〇市全域をカバーする計画でなく、あくまでもこの地域900世帯を対象とする計画です。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係5件について、各市町農業委員会会長に、「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございます。

た。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。

議 長

続きまして、次の項目に移ります。
「農業委員会の体制移行と農地利用最適化推進」について、事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局

(資料2について説明。)
1 農業委員会法改正に伴う体制移行の状況
◎ 今年7月20日をもって武雄市、嬉野市の改選が終わり
県内20市町の体制が完了
◎ 体制移行により、農業委員282名、農地利用最適化推進委員273名 合計555名となった。
2 各農業委員会の「平成30年度目標・活動計画」
◎ 集積率 国の目標 →80% (平成35年度)
55.2% (平成29年度)
佐賀県 →70.1% (平成30年度末)
等について説明。

議 長

このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員

(意見・質問等)
佐賀県は全国平均に比べて進捗状況は進みすぎているが、今後加速化に向けて国も交付金等を手厚くするなどの対策を講ずべきではないのか等意見あり。

議 長

続きまして、次の項目に移ります。
「農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」について、事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局

(資料3、資料3参照について説明)
・ 資料3については、市町名を記入しているが、県への意見書には除くことを説明。
・ 内容的に市町及び各種団体で追加・変更する部分があれば、農業会議事務局に後日連絡を。

議 長

このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	<p>(意見・質問等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政権交代等により米の政策が変わり助成金が変わったが、一般農家には政府の方針がわかりにくく、具体的には、農業に対する国の政策交付金と米の価格そのものの関係が混沌としてしまった。 ・ 国は集積率のみに注視しているが、基幹農家にはいいが、一般農家の経営は厳しくなった。 また、平坦部の基幹農家も米・麦・大豆によるこれまでの経営形態では、今後の経営が難しい時代となってきた。 ・ 佐賀県では、現状以上に平坦部での集積率の増加は難しく、中山間農家の耕作放棄地、後継者育成対策等が急務であり、佐賀県として新たな方策が望まれる。 等意見あり。
議長	<p>それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。</p>
農業会議事務局	<p>(資料4～5について説明。)</p>
専務理事	<p>以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。</p>

15時08分